

ID: 25

担当部署: 総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第6号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第11条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 第8条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p> <p>3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。</p>			
備考	<p>*他の条例の個票においては、「指定管理者条例」という略称を用います。</p>		
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日